

松原市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成25年4月1日から松原市暴力団排除条例が施行されています。公共工事等の受注に際し、松原市と契約を締結する元請負人(市の契約の相手方)及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

- 1 対 象 契約金額500万円以上(消費税込)の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)
- 2 様 式 別紙(元請用、下請用)
- 3 提出期限
 - ・元請負人は契約書提出時に提出すること
 - ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人が取りまとめて市に提出すること
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
 - ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除する
 - ・下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、元請負人に対して当該下請負人等との契約の解除を求める
 - ・元請負人が上記の要請を拒否した場合は、当該契約を解除する
 - ・有資格者(市の入札参加資格を有する者)である元請負人及び下請負人等は、一定期間(2年又は1年+改善されるまで)入札参加除外措置を行い、公表
 - ・下請負人等で市の入札参加資格を有していない場合、一定期間(2年又は1年)公表
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない
 - ・下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人に対して当該下請負人等との契約の解除を求める
- 6 施行日 平成25年4月1日